

# 会 議 録

会議の名称	令和4年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第8回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	令和4年11月16日（水） 午後6時00分～午後7時10分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 内容 (1) 案件1 小金井市公共交通マップ等配布委託について (2) 諮問第11号「小金井市個人情報保護条例の改正について」 (3) その他 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

## 令和4年度第8回小金井市情報公開・個人情報保護審議会日程

1 日 時 令和4年11月16日（水）午後6時から午後7時10分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

- (1) 案件1 小金井市公共交通マップ等配布委託について
- (2) 諮問第11号「小金井市個人情報保護条例の改正について」
- (3) その他  
      次回の日程について

4 出席者

【会 長】

・ 仮野 忠男

【委 員】

・ 井口 尚志 ・ 川井 康晴 ・ 寺島 功 ・ 中澤 武久 ・ 橋本 修

・ 本多 龍雄 ・ 町田 博司 ・ 白石 孝 ・ 立川 明

【市 側】

小澤副市長（市長職務代理者）

加藤総務部長

<交通対策課>

花野交通対策課長

越交通対策課交通対策係主任

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公開係長

漆畑主任

【傍聴者】

なし

**【仮野会長】**

時間になりました。ただいまから令和4年度第8回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をいたします。今日は松行委員が御都合により欠席と連絡を受けております。条例第2条の規定により委員の半数以上の出席がありますので、本会議は成立しております。

では、最初に令和4年度第5回及び第6回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてを行います。お手元に資料が置いてあるかと存じますが、訂正などがありましたら、事務局より説明を伺いますので、よろしく申し上げます。

それでは、お願いします。

**【総務課長】**

では、会議録の訂正の説明でございます。第5回及び第6回の会議録につきまして、川井委員から訂正の申出が出ております。机上に配付しておりますので御確認ください。

説明は以上です。

**【仮野会長】**

川井委員の発言内容の訂正ですね。

**【総務課長】**

はい。

**【仮野会長】**

川井さんは。

**【川井委員】**

結構です。ありがとうございました。

**【仮野会長】**

これで結構ですね。

14ページ、24ページ、25ページ……はい、分かりました。

この川井さんの1件だけですか。

**【総務課長】**

はい。

**【仮野会長】**

はい、分かりました。

ほかに訂正などはないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、次に参ります。

小金井市情報条例・個人情報保護審議会条例に基づく諮問をお願いします。

【副市長】

皆様、こんばんは。市長の職務代理を務めております小澤と申します。

本来であれば諮問案件につきましては市長のほうから諮問させていただくというのが通常でございますが、現在、市長不在となっておりますので、私のほうから諮問ということとさせていただきますと思います。

【仮野会長】

はい、分かりました。

【副市長】

今回、諮問させていただきますのは、小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1号に基づきます、小金井市個人情報保護条例改正案でございます。こちらにつきましては、本年10月14日から11月14日までパブリックコメントにかけた結果に基づきまして、再度、審議会委員の皆様にご審議をさせていただきたいと考えてございます。

細部につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくごお願い申し上げます。

【総務課長】

それでは、副市長はここで退室させていただきます。

【仮野会長】

はい、分かりました。どうもお疲れさまでした。

【副市長】

よろしくご願いいいたします。

【仮野会長】

それでは審議に入りますが、審議に入る前に事務局からの説明を受けたいと思います。その後、委員の皆様方から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局から受けることで進めたいと思います。

では、事務局からの説明を願いいいたします。

【総務課長】

それでは、まず交通対策課の案件から説明させていただきます。本来ですと、今回は小金井市個人情報保護条例改正案についての諮問のみを予定しておりましたが、交通対策課が次回の審議会の前までに契約をしなければ日程的に間に合わないという案件がございますので、特別に事前説明をさせていただきますと存じます。

案件1です。資料1ページになります。

ココバスについて、令和4年8月に再編計画を策定し、令和5年4月から一部ルート及び運賃体系の変更を行いますが、スムーズな移行に向けて市民に対し広く周知するため、新たに公共交通マップを作成します。公共交通マップには、ココバス・ムーバス・路線バスの路線図、駅のバス・タクシー乗り場案内、ココバス時刻表・運賃割引制度、バスの乗り方、バス・タクシー事業者問合せ先等を記載し、市民の利便性の向上と、地域の公共交通の利用促進を図ります。

また、ココバス導入から20周年を迎えることから、記念イベントも予定しているところです。

については、令和5年3月に、公共交通マップ及び再編運行・20周年記念イベント周知チラシを全戸配布するため、配布業務を委託するものです。

2ページを御覧ください。公共交通マップ等配布委託の諮問書です。委託の内容は記載のとおりとなります。扱う個人情報につきましては、氏名・住所・電話番号です。電話番号の収集理由につきましては、本多委員から質問がございましたが、その回答については、机上に配付してある資料を御覧ください。

委託の仕様書につきましては、3ページから4ページにおつけしております。寺島委員から委託内容に関して御質問がございましたが、こちらにつきましても、机上の資料を御確認いただければと思います。

また、5ページ、6ページに個人情報取扱特記事項をおつけしてございます。説明につきましては以上です。

**【仮野会長】**

寺島さん、質問されて回答がされているわけですけど、どうでしょうか。

**【寺島委員】**

理解しましたので大丈夫です。問題ありません。ありがとうございます。

**【仮野会長】**

本多さん、どうでしょうか。

**【本多委員】**

ちょっと電話番号については、業者さんのほうで携帯とかスマホとかでもしも連絡を取りたいとなると、その履歴が結構残ったりするのではないかということで、その辺のところはどういう取扱いをするのか、ちょっと心配だったので。

**【総務課長】**

担当が来ておりますので。

【仮野会長】

そうですか。じゃあ、せっかくの機会ですから。

【交通対策課】

こちらは仕様に基づいて、業者には使用后、個人情報ですので、終わりましたら削除をしていただくような形になります。

【本多委員】

分かりました。

【仮野会長】

せっかくですから僕から質問ですけど。

このココバスというのは、僕は利用したことがないんですけど、今、十分に運用されている、うまくいっているの？

【交通対策課】

はい、そうですね、今、市内5路線、回っておりまして、平成15年度から北東部循環、中央線の北側のルートを皮切りに、この間、20年近く運行させていただいています。コロナ禍で令和2年度からはちょっと利用者数が減ったのですが、令和3年度、若干持ち直しまして、今現在も持ち直しているような状況というところです。

【仮野会長】

そうですか。赤字は出てないんですか。

【交通対策課長】

これは補助金事業になっていますので、経費に比べ収入のほうが少ないので、収入を上回る経費の部分については、その部分を補助金で出すというような事業になっていますので、その辺はどうしても補助金の支出分がある状況でございます。

【仮野会長】

まあ、やむを得ないですね。

はい、分かりました。

ほかに何か質問。橋本さん。

【橋本委員】

質問というよりも、この委員会で諮ることは委託の話なのですが、突然出てきたので、先ほど何らかの委員会でちゃんとそういうことが審議されて決まったことだと説明があったと思うのですが、その内容というのは、もう既にこのマップとかそういうもの、チラシを配布する前に、事前に市民のほうに周

知されているものなのですか。突然出てきて、それが利便性に欠けているとか、何か価格がすごく高くなっているとか、そういうことが当然来るとなにか大変なのだろうと一瞬思ったものですから。

**【交通対策課長】**

ココバスの再編についてなのですけど、この間、平成30年度から今年度まで5年度間かけて、ルートや運賃の検討を地域公共交通会議にて公募した市民も参加いただき、御議論をいただけてきました。市民の方々の御意見を伺うために市民アンケートですとか、主要施設にアンケートを置いて収集したり、地域懇談会というワークショップを開催したり、地域説明会を開催したりしまして、それでパブリックコメントを行った上で、今年の8月に再編計画ということでまとめさせていただいた次第です。

その途中経過として、令和3年5月15日の市報に、今こういう形で議論していますよというのを、まちづくり特集号というのがあるのですが、こちらに記載させていただいて、周知しているというところです。あと今年の5月に市報のまちづくり特集号ということで、これはもう今年の5月ですので、結構煮詰まってきた段階の再編計画案を周知させていただきました。あと、8月に再編計画がまとまりましたので、市報9月15日号に、ルートが5路線中2路線変わるのでその御説明を、1面使って周知をさせていただいています。あわせて、ホームページ、ツイッターにも載せさせていただいているのと、その都度、地域公共交通会議が終わりましたら、市議会のほうの建設環境委員会に御報告させていただいて御意見をいただいた上で、再編計画を進めてまいったところでございます。

**【仮野会長】**

分かりました。丁寧にごありがとうございます。

ほかには。せっかく2人いらしているんで、もう1問ぐらいどうでしょう。ないようですので。

これを承認します。

どうも御苦労さまでした。

それでは、次のテーマに移ります。

小金井市個人情報保護条例改正案の諮問に関して説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

パブリックコメントなのですけども、11月14日の締切りの日にメールで届いたもので、前もって委員の皆様にお送りするにはちょっと日数がなかったも

のです。

本日お配りした資料の諮問について(写し)という資料の2ページとその裏が、寄せられた意見の全文になります。それから、それを踏まえて市としてどのように回答するかが、後ろから2枚目、横の表になりますけれども、担当としてはこのような回答になると考えているものです。

日数がなかったものですから、今から5分あればよろしいでしょうか。5分間ちょっと休憩させていただいて、お読みいただければと思います。

25分ぐらいに再開で。

(休 憩)

【仮野会長】

まず議論に入る前に、これは、ある個人がお書きになり、市に寄せられたと。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

それで、ちょっと長い文章なので、全部完全には読んでないんだけど、整理して、どことどこがポイントということを皆さんに説明してください。

【総務課長】

1回、資料説明させていただいていいですか。

【仮野会長】

じゃあ、そうしてください。

【総務課長】

これは議事録に残したいという説明です。

【仮野会長】

そうですね、いいですね。

【総務課長】

すいません。

本日諮問いたしますのは、パブリックコメントの結果を踏まえ、小金井市個人情報保護条例改正案についてです。

まず、パブリックコメントの結果から御説明させていただきます。令和4年10月14日から11月14日まで、前回、諮問し答申いただいた案件につきましてパブリックコメントにかけたところ、1名の方から2件の御意見をいただきました。意見の内容につきましては、本日、机上に配付しております。また、意見に対する市の検討結果案を、こちらにつきましても机上に配付しておりますので

御確認ください。

本日は、パブリックコメントの意見に対する市の検討結果と、それを踏まえた条例案の方向性について、審議会委員の皆様にご審議いただきたいと考えております。市としては、パブリックコメントの意見を踏まえて、10月13日の当審議会にお示しした条例案を、原則としてそのまま議会に提出したいと考えております。

なお、議会に提出する際には、これに関連する諸規程の他の条例や、また、今、現行条例の罰則規定をどこまで適用するかなど、改正に伴う整理については加えさせていただくこととなると存じます。

説明につきましては、以上です。

パブリックコメントの検討結果のまとめ方について、ポイントを説明させていただきます。

まず、このパブリックコメントは原文をお配りしておりますけれども、最初にパブリックコメントに市民に示した部分として、意見については検討結果を公表しませんということになっておりますので、感想の部分は除き、つくってあります。

また、便宜上、御意見を2つに分けてつくりました。1つ目が、条例案の1条と2条について。これについて、現状の条例の1条、2条の部分を明示すべきという御意見。もう一つは、最後のほうになりますけれども、条例解説案については、大変、目的意識が分かるけれども、それが条例を見ると伝わらないので、解説で書かれていることなどを新条例に盛り込むよう知恵を絞っていただきたいという全般にわたる意見を1点。この2点に分けて回答をつくらせていただいています。

説明につきましては、以上です。

【仮野会長】

それは分かりました。

2点ですね。1条、2条を説明すべきだというのが1点。2点目は、解説を新条例内に入れ込んでと、こういうことですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

それで、ここにあるどこを見ればいいですか。

【総務課長】

このとじてあります、一番上に（写し）と書いてある資料の後ろの2枚が回答案になっています、横の。

【仮野会長】

じゃあ、これを見ながらやりましょう。

皆さん、よろしいですか。

（別紙）パブリックコメント結果、小金井市個人情報保護条例改正（案）についてに対する意見及び検討結果についてですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

じゃあ、これについて説明をお願いします。

【情報公開係長】

まず、この表ですけれども、一番左に便宜的に分けた1番と2番、2つに分けましたという番号を振っております。その次に項目として、どの部分についての意見かということを示しております。真ん中の欄が寄せられた意見の抜粋となります。一番右の欄が、意見に対する検討結果で、これは事務局で考えた検討結果案です。

まず1については、我々としては現行条例中の「目的」「基本理念」というのは、今後も新たなほうの「目的」「基本理念」に包含されているものであるもので、従前からの考え方というのは、条文に明記しないからといって、小金井市として継承すべきことがないということはないと考えていると記しております。

次、2点目です。その他全般に及ぶ意見だと思いますが、条例の案と解説は、この方の意見ですと、非常に目的意識がよく分かる、ところが条文を見るとそれが伝わらないという御意見で、解説を条文に盛り込むべきという御意見でありました。

ですが、事務局としての、意見に対する検討結果案としては条文の解説や考え方を条例案と解説に記したもので、解説にある具体的な方策というのは、制度運用のための規則や手引書などで補完していきたいと考えていると記載をいたしました。また、条例案9条2項で、審議会に報告し意見を求めるとしてありまして、これは個人情報の概念や取扱いの方策が時代とともに変化することを踏まえて、あえて詳細な規定ではなく、審議会の御意見を参考に施策を方向づけしていくべきという考えによるものです。今後も市民参加を得ることにより、個人情報に対する意識を市民と共有する仕組みを維持していきたいとの考えで、1の意見、

2の意見についても、ありがたく頂戴いたしますが、条例案としては変えなくてよろしいのではないかというのが、市としての検討結果となります。

以上です。

**【仮野会長】**

なるほど。

それでは、皆さんのこのまとめについての御意見をお伺いしましょう。

どなたか。どうぞ、白石さん。

**【白石委員】**

市の回答については、私もこれでよろしいかと思うんですけど、ちょっと寄せられたパブリックコメントの中で、パソコンの文字変換か何かのミスがあるような気がするので、その単純な質問です。

閉じられたものの1枚めくって2枚目が件名：個人情報保護条例案となっておりますね。その本文、上から10行目、小金井市議会も本年9月議会で「個人情報保護法うんぬんかんぬんという意見書ってありますよね。

**【仮野会長】**

ああ、求める意見書。

**【白石委員】**

その意見書の後に、普通のかぎ括弧じゃなくて何て言うか、矢印様のかぎ括弧が閉じのほうだけついていますよね。これは多分、この9月議会で強く求める意見書という、ここの引用の頭のどこかに始まるほうのかっこがついているんじゃないかと。それが脱落しているので、ちょっと引用がどこからどこまでかよく分からない。これが一つ。それから、真ん中のところで「1 個人情報保護条例制定の背景」の最後にというところのその下、4行目、ここもやっぱり矢印状のかぎ括弧閉じだけがあるんですね。それからその下のところに、「2 条例改正の基本的方向性」では、「?、いきなりハテナ、クエスチョンマークがついているんですよ。これ多分、パソコンなんかだと数字の1とか2とかアとかイとかというふうなものが、場合によっては変換時に間違っちゃう。ちょっと何か表記上変なので、それだけちょっと原文がどうなっているのかだけ説明してください。

**【情報公関係長】**

はい。この文章なのですけども、メールで寄せられたものです。メールで寄せられたときに転送しておりますので、全てに改行…左側に矢印がついて、ちょっとその削除漏れが……。

**【総務課長】**

それを全て削除したはずなのですが、まだ漏れておりました。今、御指摘があった2つの改行マークはなしとなります。

【白石委員】

単純に取っちゃっていいわけですね。

【総務課長】

はい、トリで。

【白石委員】

普通の、通常のかぎ括弧だけでいいということですね。

【総務課長】

はい、そうです。

【仮野会長】

ちょっと待って。それはそれで分かるんだけど、正確に教えてくれる？ どこをどうするのか。まず、今、白石さんが言ったように、件名:個人情報保護条例案の下の、よう強く求める意見書>のところ。

【総務課長】

これを取ります。

【仮野会長】

何を取るの？

【総務課長】

強く求める意見書の改行マーク。

【仮野会長】

これか。

【総務課長】

これです。これはトリで。

【仮野会長】

これを取り忘れたわけだな。

【総務課長】

これはたくさんありましたので、取り忘れました。

【仮野会長】

そうすると、ここはその2行前に、小金井市議会の本年9月議会で、かぎ括弧を開いて、ということはこれはかぎ括弧なんだ。

【総務課長】

はい、これはイキです。

【仮野会長】

個人情報なんかと、ああ、求める意見書、かぎ括弧、ここまででいいんですな。

【総務課長】

はい、イキです。

【仮野会長】

それから？

【総務課長】

それから、今、もう1点御指摘がありました、今のトリのところから9行後、右のさらにの前の改行マークですね、これもトリ。

【仮野会長】

どこだ？。

【総務課長】

意見書のトリの9行後の「さらに」の前です。これはトリ。

次の段落の「？」ですが、これはメールそのものに入っております。多分、変換で何か記号が入っていたと思われます。

【白石委員】

はい、分かりました。

【仮野会長】

こういうのはね、物書きの一人としてあっちゃいけないと思うんだよ。

【総務課長】

すみません。

【白石委員】

しょうがないですよ、パソコンのファイルのあれで変換が、送信されたときに勝手になっちゃうんです。

【仮野会長】

それは分かった、そういうミスをやることは分かった。

これから、そういうことはないようにしましょう。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

これは誰であるかを特定する必要はないんだけど、御意見はなかなかのものですね。どういう立場の人か、これは明らかにできないんですか。

【総務課長】

できません。御本人の住所とお名前はいただくことになっておりますが、どういことをやっていらっしゃったかはちょっと分かりません。

【情報公関係長】

そうですね、募集のときに氏名と住所を書いてください。ただし、意見については全部公表することにはあるのですが、氏名と住所については公表しませんという約束で意見を募集しています。

【仮野会長】

ここは個人的に意見を聞きたいって言われたらどうする。

【総務課長】

会議録に残しましょう。

【仮野会長】

なるほど、いや、これは勉強されているわ、大したものだ。

ごめんなさい、この印刷上のミスというか、転記上のミスというか、それ、除いて何か意見がありますか、皆さん。僕は大きく言って、ああ、これは勉強しているな、この線でいいんじゃないかというふうに思うんですけどね。

【橋本委員】

すいません。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【橋本委員】

一番最初に言われたかと思うのですが、確認なのですか。その寄せられた意見に対して、いわゆる回答は出すのでしたか。

【総務課長】

はい。

【橋本委員】

出す。

【総務課長】

出すことになっております。

【橋本委員】

そうすると、その回答の文案、これを今、審議する。

【総務課長】

はい、そうです。

【仮野会長】

その回答の文案というのは、これからつくるのかな。

【総務課長】

ここに入っています。

【仮野会長】

ああ、これか。

【総務課長】

この一番右が。

【仮野会長】

ああ、そうか。

【総務課長】

これは担当で今までの審議会での御議論等を踏まえ、このようなスタンスでおりますということをお返ししようと。

【仮野会長】

これ、意見に対する検討結果だとなっているから、これが回答とは思わなかった、これが回答になるわけね。

【総務課長】

はい、そうなります。

【仮野会長】

なるほど。

どうぞ。

【本多委員】

市民の方からいただいたパブリックコメントに対して、一応、会議録を見ましたら、9月2日のところでいろいろ議論されているところなので、私もこれでもいいと思うのですが。市民の方がやはり今までの小金井市のいいところを継承してくださいということがあったので、一応、29条の運用状況の公表ですか、小金井で残していますよね。この最初のところに、ここもちょっとそういうところ残していますよというところも付け加えたらいかなものかと思うんですけども。

【総務課長】

1の意見ということで、1の意見に対する回答ということでいいでしょうか。新10条になります。

【仮野会長】

はい、分かりました。

ほかにはどうでしょう。どうぞ。

**【井口委員】**

御意見は、この条例、特に1条でしょうかね。一つは、その法律上の趣旨とか理念を踏まえて条例がつくられているということ。それから、市としてさらに積極的にというか、市として個人情報の保護に対する意気込みを込めるというか、そういうところがちょっと欠けているのではないかと、あっさりし過ぎているのではないかというような意見だろうと思うのですね。

条例自体を見直す必要はないと思うのですが、回答の中に、御意見の趣旨を十分踏まえて対応したいというのは、市としても独自というか積極的に個人情報保護を図っていききたいというか、そういう文言でも入れれば、多少、この方の気持ちが酌み取れるのではないかなと。

条例自体はもう、この方の言っていることは全部ほとんど踏まえてつくられていると思うのですが、全部読めばそうなのですが、1条のところは非常にあっさりとして、法律があってそれについて必要なことを定めたのだという、ちょっと意気込みが感じられないみたいな、そういう意見だろうと思うので、せめて意見に対する検討結果のところ、趣旨、御意見を踏まえて積極的に対応したいみたいなことを入れれば、多少、言った意義があるというふうに思われるのではないかなと思いました。

**【総務課長】**

はい。

**【仮野会長】**

ちょっと待ってくださいね。

それを入れるとすると、どこにどういう。

**【総務課長】**

今の本多委員のお話ともリンクするところだと思いますけれども。継承すべきことがなくなることはないですという後に、なお、運用状況のほうの公表を独自に行うことも考えていたり、法施行のみでなく積極的な独自の措置も盛り込んでいますので、今後も今までの小金井市の個人情報保護の水準を低下させないよう取り組んでまいりますということを付け加えると、この方の御趣旨が酌み取れるのかなと思います。

**【仮野会長】**

いいね。そういうのが加われば、明確に我々としても胸を張れるというかね。

**【情報公関係長】**

分かりました。

【仮野会長】

ほかに、どうぞ。

【橋本委員】

今とほとんど同じなのですが、やはり手紙文ですよ、これ、回答と言っても。これを出すだけじゃなくて、今までこういう議論をしてというような議事録の話もあったし。その十分に分かるというような、いわゆる枕言葉があって、そしてこうなる、こういう形だという、そういうような回答文を書かれるということですよ。

【総務課長】

はい。

【橋本委員】

分かりました。

【仮野会長】

今、手紙文と言われたの？

【橋本委員】

回答文。

だから、回答文なのですが、手紙のように枕言葉があって、こういうふうに来てきたのだけれども、こういう形でという、その回答のところがここで、ここだけを抜き取って出すことではないということですよ。

【総務課長】

もう少し加えていこうかというのは、今、御意見いただいて。

【橋本委員】

ですよ。

【総務課長】

はい。

【井口委員】

意見に対する検討結果が、この方の御意見に対してちょっと否定的なニュアンスを感じるので、そうではなくて、まさにそのとおりなのだけど、全文の中でそれを踏まえてつくっているのだという、ちょっと前向きなニュアンスを出したほうが良いような気がしました。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

なるほどね。

これは誰が、課長以下で書くんだろうけどね。あとは筆力、新聞記者でいう筆力。というのはちょっとあれだけど、いやいや皆さんの意見を入れて書いてください。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

書いてみて、それを我々はいつ見ることができるの？

【総務課長】

書けたらお送りして御確認いただくということで、答申の一部でもありますので、一度御確認いただきます。

【仮野会長】

これ、いつまでに出す必要があるんですけど、この方には。返事が必要なんですよね、当然。

【総務課長】

でも、速やかに……。

【情報公開係長】

特に何日までという決まりはないです。きちんと検討したかというのが重要あって、条例を議会に提出した後に公表することもあります。

【総務課長】

やっているときもあるのですよね。だから、そんなにこれはタイトなものではないので、一度御確認いただいてからとなります。

【仮野会長】

それはもう集まらなくても、それぞれに送って、それぞれでチェックして、それぞれの意見を。

【情報公開係長】

はい。

【総務課長】

または、会長に御一任いただくかどちらか。

【仮野会長】

私に一任されると、ちょっと責任が重過ぎるな。

【総務課長】

それでは、皆さんにお配りして御確認をいただきます。

【仮野会長】

どうしてもやれというならやりますけど、ただ、やっぱり皆さんの意見を総合してやりましょう。どうしても駄目なら、ここで集まらなくても何かいい方法があるでしょう、確認を取る、みんなの意見を聴く。

【情報公関係長】

書面審議のような形で。

【総務課長】

そうですね、メールとかお手紙で確認するというで。1回見ていただいて。

【総務部長】

1往復で終わるのか2往復になるかという、その辺のところではやればと思いますので。

【仮野会長】

それはいつ頃までにやれば大丈夫なの、時間的には。

【総務課長】

市長が決まっておられませんので、12月の議会が先送りになっているのですね。本当はこれはぎりぎりのスケジュールでやっていたのですけれども、少しだけ、2週間ぐらい議会が繰り下がっているんですね。12月16日から議会が始まるので、その1週間前までには議案が印刷されている状態になっています。ですので、11月ぐらいにやり取りが終われば。

【仮野会長】

11月中にね。

【総務課長】

11月中に終わってれば。

【仮野会長】

分かった、いいじゃないですか。

【総務課長】

確認させていただきたいのですが、今いただいた御意見というのは1に対する意見ということで、2のほうに関しては、2のほうは全般に対する御意見かというふうに整理をしたのですけれども。

【仮野会長】

2のほうも、さっき出た意見を反映すればいいんじゃないの。

【総務課長】

2のほうにも。

【仮野会長】

うん、何か特に引っかかるところはあるの、これ。

最後の、この個人情報に対する意識を市民と共有する仕組みを維持するという、これは大事なことで。そういうところを入れて、変えてみたら？…どう思う？

これじゃ駄目？

【総務課長】

いえ、これでいいと思っているのですが。御意見があれば取り入れますが、大体こちらで2のほうはよろしければ、目的理念というところがとても大事なところなので、もう少しどういう話をしてきたかを説明していこうと思います。

【仮野会長】

なるほど。

【総務部長】

2のほうは、かなりこう何か抽象的というか、この条文そのもののこの部分というよりも、むしろ解説で書いてあるようなことを、条例だけ見るとよく分からないので、そんなようなことを条文にうたったらというのが多分趣旨だと思うのですが。その部分は、この回答の中では、手引書等で当然補完していくということ。あと、今後も審議会の意見を聴くということと、市民参加を得ると書いてあるのですが、要は公募の委員とか小金井市は募集したりしていますので、そういった意味で市民参加も得るという仕組みを維持していきたいと、その辺の思いをちょっと込めてはあるのですが。

少し言い回し的に、もし何か分かりづらいというのであれば、そこはちょっと考えてもいいかなと思うのですが、回答の中身はそういう趣旨でお書きしています。

【仮野会長】

はい、分かりました。

皆さん、今の説明に御異議ありますか。問題ないと思うようであれば、その線でいきたいと思いますが。

よろしいでしょうか。どうぞ、立川さん。

【立川委員】

ぐっとレベルを下げて、私、最近の内容がちょっと難しいものですから理解が間違っているかどうか教えていただければと思うのですが。

審議会はこのまま残るという形で、基本的には今までは答申とかいろいろあっ

たのですが、今後はその報告がメインという形になっていくのですよね。その中で、基本的にはあまり意見を伺わなくてもいいという状況に今後なっていくと思うのですが、この状況に関して報告し意見を求めることができるというところは、総務課長とか係長とか議会の方とかある一部の市民の方が、どうしても審議会に意見を求めてくれということがない限りは、こういう状況にないわけですよね。

【総務課長】

そこまでは考えておりませんので、重要な事項があれば。

【立川委員】

今までどおり。

【総務課長】

はい、今までどおり、自分たちの市長部局や市だけの政策立案ではなくて、有識者の御意見をいただいた政策立案をしていくということを考えております。

【立川委員】

分かりました。

【寺島委員】

ちょっといいですか。

【仮野会長】

はい、寺島さん。

【寺島委員】

最初のほうの設問というか問いになっちゃうのですけども。

回答のほうで、現条例の目的・基本理念は新たな法の目的にも包含されているということなのですけども、この回答をもらう方というのは、この新たな法というのは、新個人情報保護法でしたっけ、これを見ることができるのですか。

【総務課長】

はい。

【寺島委員】

見られるのですね。

【総務課長】

はい。もう個人情報保護法は、法案もありますし、国の出しているeガバメントというところで、インターネットで改正後の法律を見ることができますので。

【寺島委員】

そうすると回答するとき、何かここを見れば新しいのが見られるから、ここを見れば類似しているというのは分かるよねと言ってあげれば親切かなと。実際

それは、ここにほぼ近い内容というところなのですよ。

【総務課長】

はい。

【寺島委員】

第1条、第2条を類したものということ。はい、分かりました。

【総務部長】

実際にこれ、私、そのホームページから出した条文のものなのですが。これをもう打ち出せば、全部すぐ見ることができますので、その辺のところはちょっと追記して書くように。

【寺島委員】

分かりやすくしてあげれば、それを見て、いや違うとこの人は言い出すかもしれないけど。どうしても小金井のほうにも載せてくれとかって言い出さないとも限らない。はい、分かりました。

【仮野会長】

次は。

【総務課長】

これで一応最後です。

条例案については認否を諮っていただきます。こちらは条例の資料になりますけれども、これは再度確認です。

【総務部長】

パブコメの回答の部分については、再度、こちらでつくった案をもう一度確認をしていただくと。

【仮野会長】

そうそう、さっき話したとおりですね。

【総務部長】

はい、そうですね。

【仮野会長】

しかし、どうしても集まらなきゃいけないということになるかな、そこまでいかないかな、大丈夫かな。

【総務部長】

いえ、やり取りで。パブコメのほうの回答ですので、一応先ほどいただいた御意見を集約した形でちょっと直したものを確認いただきますので。

【仮野会長】

はい、分かりました。

【総務部長】

その上で、もし、またさらにということであればメール等のやり取りで、もしかしたら2往復ぐらいになるかもしれませんが、そこは対応させていただきます。

【仮野会長】

若干時間があるからね。はい、分かりました。

それでは、今日はこれで終わりかな。

【情報公関係長】

そうですね。

【総務課長】

確認をお願いいたします。

【仮野会長】

ほかに御質問がということ？

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

それでは、ほかに御質問等がないようですので、案件について承認することによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【仮野会長】

本件につきましては、承認することにいたします。

次の日程ですが、候補日を選びたいと思います。

【総務課長】

候補日については、現在考えておりますのは2月3、6、7、16、17、24日となっております。

【仮野会長】

この中のどれか。

【総務課長】

この中から2日ぐらい一応候補日にさせていただいて、今後御連絡とさせていただきます。

【仮野会長】

3、6、7、16、17、24。

【総務課長】

はい。

【白石委員】

2月6日だけはちょっと外していただくと助かります、ちょっと出張が。

【仮野会長】

なるほど。

僕もまだ予定ははっきり分からないが、3日と17日ぐらいというのはどうでしょうか。要するに、2月の初めに議論して、ちょうど中間ぐらいにもう1回。皆さん方の都合はどう？

【総務課長】

これからさらに、この条例を施行するために、ずっと前から話が出ております死者に対する規則ですとか、間に合えば手引書ですとか、様々また御意見いただきたいものがありまして、2月の3日のほうで間に合うものと、また、どうしても議会も今、流動的ですので、駄目なら後ろのほうにできないかということで2日ぐらいいただければ、全部じゃないかもしれませんが、もし間に合わなければ中止など、ちょっと流動的に予定したいので、候補日を2つぐらいいただければと思っています。

【仮野会長】

2月3日は……。

【総務課長】

3と17で大丈夫です。

【仮野会長】

3と17で。だけど、あと2つというのはどういう意味？

【総務課長】

今のが、2月の2回ということです。

【仮野会長】

ああ。

【総務部長】

3日に全部こちらが準備できればいいんですけども、もし万が一、それに間に合わないといったときに、もう一つのほうの日程ということで。

【仮野会長】

じゃあ2月3日と……。

【総務部長】

17ですか。

【仮野会長】

いやいや違う。2月3日の予備日は7日にする？ そういうふうにするの？  
どういうふうにすればいいの？

【総務課長】

でも、あまりいっぱい拘束してしまうと御迷惑ですので、3なら3と決めてしま  
まって、駄目なら17と。

【総務部長】

17が大丈夫であれば。

【仮野会長】

じゃ取りあえず2月3日は固定しますか。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

次回、2月3日。

それで、その次の日程はどうすればいいの？

【総務課長】

2月17日が可能かどうかということです。

【仮野会長】

皆さん、どうでしょう、2月17日、大丈夫ですか。

【総務課長】

では2日間。どちらかが予備になるかもしれませんので。

【仮野会長】

じゃあ取りあえず2月3日、次は2月17日。3日は何曜日かな。

【総務部長】

金曜日。

【仮野会長】

17日は。

【総務部長】

17も金曜日です。

【仮野会長】

はい、分かりました。これを仮押さえしておきましょう。

では次回は来年2月3日、金曜日、また、お会いしましょう。その次は17日

ね。

これで、今日は全部の議論が終わりました。散会といたします。  
長時間の御協力ありがとうございました。

— 了 —